



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	レーニンと「労働者調査」(追補)
Author(s)	荒又, 重雄
Citation	経済學研究, 36(4), 53-59
Issue Date	1987-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/31758
Type	departmental bulletin paper
File Information	36(4)_P53-59.pdf



<研究ノート>

レーニンと「労働者調査」(追補)

荒 又 重 雄

『レーニンスキー・ズボールニク』第40巻(1985, モスクワ)に、『労働者階級解放闘争同盟』時代のレーニンのものと思われる労働者アンケート вопросник が公表され、聴濤弘氏が『労働運動』誌(1986年11月号)に翻訳紹介している。

歴史学博士候補ヴェ・ヴェ・ローシキン B. В. Ложкин がそれを発見したいきさつをみると、1895年12月および1896年8月にレーニンの協力者たちが警察に逮捕されたときの捜査、押収目録までたしかめられているのであって、これが幻の労働者調査アンケートの本物であることはまちがいないさそうである。いくつかの過去の証言のとおり、ノート大の紙に手書きされたものという。

わたしは、前稿「レーニンと『労働者調査』」(北海道大学『経済学研究』第27巻第2号、1977年5月)に、それまでに明らかにされていた周辺の資料の紹介を試みていたが、今回、まさにこの中心的資料が出現した機会に、すでに聴濤氏による紹介のあるところではあるが、いま一度、わたしなりの紹介をしておきたいと思う。

以下、註記はすべてわたしが附したものである。

レーニンと彼の仲間たちによる労働者調査設問

I 工場および工場当局

1. 工場あるいは製作所名。

〔註. фабрика и завод である。前者は繊維産業のような工場、機械制大工業の典型例に近いもの、を指し、後者は装置産業など製造所と訳したらよいものと、一点の規模の大きい製品をつくる金属加工工業のようなものを指している。〕

2. 場所。

3. 創設年。

4. 工場の管理や生産や作業の秩序に何か変化はなかったか。支配人、工場長、職長その他の異動が労働者に(工場内での労働者の状態、賃金、その他)影響を与えたか。もっとも特徴的な例を上げよ。

〔註. 支配人 управляющий は工場の所有者を代表して工場の財務の管理に当り、工場長 директор は工場全体の生産管理に責任をもち、職長 мастер は現場で労働者を統括し生産に当たっていた。〕

5. 所有者と支配人の姓。

工場 мастерская あるいは課 подразделение (職場 цех その他) の数。

〔註. 全体としての工場 фабрика или завод は、その内部にいくつもの部門、部署をかかえていた。担当する生産あるいは作業によって分業している諸部門は、мастерская とか цех とか呼ばれた。前者は、責任ある職長 мастер に統括されているという語義をひき、後者は、同じ職種 of 労働者の集団という語義をひいていられるが、両者に区別があったとは思えない。とりあえず、この項は、工場内部

の部門編成を問うているのである。]

6. すべてを列挙せよ。

II 工場における労働者

7. 労働者数。男女別、それぞれについて成年（大凡の年齢）、未成年、児童別。

〔註。帝政ロシアにおいては、1882年工場法によって、法が適用される工場では12才未満の就業禁止、12才以上15才未満の保護労働者扱いが原則として打ち出され、1885年工場法によって、15才以上17才未満と婦人とがあらたに保護労働者扱いをうけた。ここでの区分はそうした工場法のカテゴリーに沿っている。〕

8. 労働者の民族性（それぞれの民族が何名づつ）。各民族労働者の間の関係。ロシア人職長その他への彼らの態度。種々の民族間に敵意がみとめられるか。どんな理由でか。実例。ロシア人以外の民族労働者はどれぐらい社会的に発展しているか。

〔註。最後の行は訳しすぎかも知れない。（Как развиты из других национальностей）様々な民族の生活慣習のちがいが政治的社会的対立を生んでいることについて問いただしているものと読んでみるか、もし、из が с に置きかえられたら、ある民族、たとえば大ロシア民族の先進性を測ろうとしているものにも読めるかとまよっている。〕

9. 労働者の出身——農村住民か地元住民か。何が前者を都市へむかわせたか。ずっと以前にか。農村出身労働者は都市労働者と非常に違うか（どの点で）。彼らに対し都市労働者はどういう態度をとっているか。都市出身と農村出身の労働者は、疎遠だったり不和だったりしていないか。互に知り合いになっているか。農村出身労働者は、はじめどのように振舞い、のちどうなるか。

10. その工場で労働者は永く暮しているか。

もし労働者が入れ替っているなら、その理由。

11. それぞれの作業に、何才ぐらいまで就いていられるか。時折、休暇が必要ではないか。夏の何ヶ月か、健康の回復のために農村へ行くか。あるいは、同じように、農村出身労働者は農耕のために農村に行くか。その工場で何年もの間、永くつづけて働くことができるか。工場の採用条件。医師の診察。いまはかかっているが、作業の過程でのちにあらわれてくる病気の診断書が大多数のものに「あらかじめ」与えられているようなことはないか。

〔註。最後の部分は、もちろん、雇主が労働災害補償責任を逃れる行動を想定した質問項目である。労働災害への雇主責任は1903年法までは一般法としては存在せず、その法でもなお職業病は含まれていないが、1893年に法案が審議されたこともあり、また、1886年工場法にもとづいて各県に設置されていた工場問題審判所が、安全衛生に関する義務的規程を次々に制定していた。〕

III 作業条件

12. 別々に専門化されたすべての労働を挙げよ（機械技師、紡績工、鍛冶工、旋盤工、雑役労働者、その他）。それぞれの職種の労働者数、性・年齢にも注意して。

13. 労働について記せ。どこにそれぞれの労働の特別さがあるのか。たとえば、精神的あるいは肉体的作業をより多く要求するとか。労働の変化のなさ、単調さ、退屈さ。

14. 工場の居住条件。広さ、温度、清潔さ。とくに悪い（ほこり、暑さ、風通し、寒さ、その他）部門をあげよ。衛生状態。

15. 機械はどのようなものか。非常に速く運転されているか（近年にその速さが増大しなかったか）、危険が目立っていないか（歯車、伝導装置の危険な部門で蔽いのされていないところ）、柵のようなものはめぐらしてあるか、災

害は一般に頻繁か、どんな災害が、どんなことから、とりわけ頻繁におこるか(狭い通路、疲労、運転中の清掃)。労働者たちはこれらすべてにどのような態度をとっているか。——事実を。

16. 不具になったことに対する補償は何かあるか。裁判などは頻繁か、どちらの側が勝訴しているか。事例をあげよ。不具になったことに対し、工場はいくら支払ったか。全く何も支払わなかったことが何回あったか。不具になって労働不能になったものたちの大部分は、どこに身をかくすのか。

IV 賃 金

(受領条件、賃上げ、賃下げの原因、支払い期間、等々)

17. 賃金、職種別、年令別、性別……。

18. 賃金について過去との比較。もし低下していたら、いつからか。もし増加していたら、その理由。事例。

19. 出来高(個数)賃金。課業 нормы はないか(出来高産出の一定量)。出来高賃金があるなら、いつから導入されたか。日給とくらべてよりよく支払われているか。労働者間の競争のために、課業が増大していく傾向はないか。

[註. テーラー主義的な task の存在を問うているものと思われる。とはいっても、作業研究や動作研究を前提したものでないことはもちろんであるが。]

20. 若干の部門では日給や週給やその他の賃金が採用されているか。労働者は日給や週給の方がよいことを理解しているか。時間給と出来高給のそれぞれに、[労働者は]どういう態度をとっているか。事例。

21. [労働者たちを]組 цех にわけていることはあるか。組支払 цехвая плата はあるか。労働者が組支払([прогар])より少なくしか受けとっていない場合はないか。そこで工場管理部はどの程度責任があるか。組支払は、他の場

合にくらべてどの程度高いか。労働者たちはそれに対しどのような態度をとっているか。——事例。

[註. цех にはギルドのような労働者組織の意味もあり、工場にくみこまれた分業における、同じ敷地の中のそれぞれの工場、あるいは同じ建物の中のそれぞれの職場の意味もある。この場合には、内部請負制における請負の主体としての労働者集団を指しているものと思われる。組支払いは、一定の仕事量に対する組全体への一括支払いであり、次にその全額を組内部の構成員の各人へ、それぞれの賃格に応じて配分することである。賃格は、それぞれの労働者の格に応じた標準賃金を意味することになる。格付けの意味をともなう基本給という日本語もヒントになる。工場管理部が、組 цех へ適切な仕事量をまわさないとか、組への支払額を全体として値切るなどすれば、個々の労働者は格に応じた標準賃金を現実には取得できなくなることもおこる。しかし、一般に、こうした労働者集団は熟練職工を中心に組織されているから、工場管理部との交渉力も強かったであろう。

なお, прогар の意味はわからない。森のたき火跡という辞書の記述から、狩人の集団が獲物を分配したときの配分原理などを推測してみたが、当面空想の域を出ない。]

22. 支払期間。最近になって短期化されたか長期化されたか。いろいろな支払期間に対する労働者たちの態度。

[註. 何日毎に賃金が支払われるかの問題。日々支払うもの、週末に支払うもの、半年ほども経過してから清算してくれるものなど。]

23. 請負人はいるか。(1)工場から仕事をとってくるだけの請負人(職工長 старшины)で、工場自身が支払うもの。(2)工場から取ってきた仕事を自分で下のものに与え、また自分で支払

いもする(事務所 *контора* が支払うのではなく)請負人(請負職人 *штучник*)。これら請負職人は職長か、あるいはヒラの労働者か。彼らの多くは労働者を利用して利益を得ているか(搾取とか中間利得 *барыш* を得るとかの意味)。彼らは労賃の切り下げをやるか。労働者は彼らに対してどんな態度をとっているか、とりわけ(2)のケースについて。こうした請負職人を廃止せよとの要求はないか。

〔註。工場内部の支配構造を問うている。内部請負制がどの程度存続しているか。またその請負集団と、代表者たる請負人の関係がどの程度労働者としての共通性を帯びているか、反対にどの程度雇い雇われる関係にかかわって敵対をはらんでいるか。その請負人がどの程度工場支配人をトップとするヒエラルヒーに組みこまれているか。といったことどもが問題とされている。〕

24. 操業の恒常性(継続性)。いつ(季節)工場はとくに操業度をあげるか。労働者は休業のさいに支払いをうけるか、あるいは清算解雇されるか。清算もなしに操業再開まで待つことを強いられたりしないか。

〔註。操業の安定性を問うている。ここでの操業は *работа* であるが、労働者の側に立った労働ではない。清算解雇は *расчет* の訳であるが、この言葉には清算と解雇の二つの意味があり、通常は長期雇用についてみると同じ現象の二つの側面をなす。ところが、清算なしに待たされることもある。この場合には、賃金の遅配の意味となり、あるいは賃金を差し押さえたまま労働者を工場に緊縛する意味にもなる。〕

25. その工場には『失業者軍』がいるか。工場近くに、いつも候補者であるものたち(毎日工場にやってきて、労働者がことわった職場所があったとき、その職に採用されるようなもの)は住んでいないか。どこから失業者が発生するのか(機械がその大きな生産性のゆえに失業者を追い出すのか、あるいはその工場へ

の注文の途絶か、その他)を言えないか。賃金の引き下げという意味で、労働者への失業者の圧迫は顕著であるか。単に当局の側からの勝手な操業の中止や、一般的専横の方がよりしばしば見うけられるのか。

〔註。近代的な労働市場のメカニズムが労働者を苦しめている主因であるのか、それよりは工場の中に影響を及ぼしている農奴制的、専制的社会構造の方が問題なのかを答えさせようとしているものと思われる。〕

26. 欠

27. 工場と労働者との契約 *контракт* や約定 *условие* の締結。採用の細かな条件を記すこと。〔細かな陳述を〕ことわられたら、その理由。事実。雇ってほしくてあらわれるものが毎日何人いるか。どの季節に少いか、多いか。

28. 労働者への支払いについて。工場主たちの詐欺行為につらなるような何か策略のようなものはなかったか、今はどうか。——事実をもっと詳細に。

V 労働日

29. 平日と土曜日の労働時間の長さ。職種別、性別、年令別、工場・部門別。ボイラーマンや、工場に早くこなければならぬ(蒸気機関の作動準備、機械その他の準備のために)労働者一般の日労働時間の長さ。

30. 交替制。そのようなものがあるか、もっと詳しく、いつ始業でいつ終業となるか、休憩時間はどうか。性別、年令別、職種別の深夜業。その工場では、労働者たちは、交替制に対し、深夜業に対し、どのような態度をとっているか。

31. 児童に対して労働日の制限がなされていたら、その制限は工場監督の諸法律に沿って厳格に実施されているか。「実施されているとすると」それは誰のせいであるのか。児童労働は労働者の削減や成年労働者の街路への放り出しをひきおこしてはいないか。実例。

32. 所定労働時間と時間外労働との区別はあるか。横暴な時間延長はないか、たとえば、機械を時刻より早く運転し、遅くまで停止せず、朝食や昼食の時間をとりあげる、等々。

33. 時間外労働はあるか、しょっちゅうか、長期にわたってか、休日にも仕事に出なくてはならないか。種々の時間に対してどのように支払われているか。時間外労働は週当り、月当り……どのくらいか、どの季節にもっとも多いか、実例をあげること。時間外労働が賃金をひきさげることに基づくことはないか。もしそうなら、実例をあげること。

34. 休日 *праздники*。その日数、日曜日は、皇帝祝祭日は、ギリシャ正教の12祭日は休んで祝っているか。休日に労働はないか、それらの日にはどのように支払われているか。

〔註。日曜日も休日とされずに労働させられることも労働者の生活を悪化させるのはもちろんであるが、祝祭日が、休業日となつて賃金支払いがないことも、しばしば労働者の生活を不安定にした。〕

VI 労働者に最も身近な当局、労働者の取扱われ方、窃盗、罰金

35. 職長、その下の長、そのまた下の長（指揮者 *указатели*、平工員筆頭 *рядчики* その他）。彼らに対する労働者の態度。彼らはどういった人から出るか、労働者に対しどのような態度をとっているか（悪態をつく、殴る）。労働者の側からの抗議はあるか、またそうしたことはどんな結果となるか——事実、いま一度事実を。職長やその他の職制は婦人や児童にどのような態度をとっているか。

〔註。組長、伍長、棒心といった日本語との対応をもっと検討しなくてはならない。職長 *мастер* はホワイトカラーの班長とは違い、事務所 *контор* の職員だけがホワイトカラーという例も多いが、大工場では、技師が職長になった例もあるとされている。

る。（辻義昌氏の研究）〕。

36. 資材の検査。作業には科はなく材料が不適当だった（織布工のところに腐った糸がとどけられていた、等）のに罰金が課されるか。実例を、詳しく。

37. 資材を労働者が窃盗することはないか、また職長が同様に窃盗することはないか。身体探索 *обыски* はおこなわれているか。婦人に対する身体探索のやり方をもつと詳しく（服を脱がせて丸裸にしたり、嘲笑したりしていないか）。窃盗が行なわれているときは、窃盗が労働者にどのような結末をもたらすか（罰金、解雇、裁判所への引渡し）。窃盗をひきおこしたものは何か、賃金の低さではないか。

38. 罰金。その列挙（遅刻に対して、どれだけの時間にどれだけの罰金か、たとえば、15分遅れには、半日の欠勤には、全く一日欠勤したとき *неявка* は、ずる休み *прогул* は、不服従には、その他）。どれぐらいの額になるか、多くの例を、工場主たちは労働者から罰金を、週当り、月当りどれくらい取り上げたか。金はどこに行くか（資本家のためにつかわれるか、法律のとおり労働者の必要のための基金にくりこまれるか）。この法律を、たとえば罰金を賞与におきかえるといった手段で、のがれていないか（罰金で労働者への支払いを切りさげておいて、そのあとで、賞与を出す、という）。

39. 労働能力喪失した人々（不具となったもの、あるいは老齢で）をどのように扱っているか。解雇しているか、あるいは保障を与えているか。工場の病院に収容しないのか。被災者の治療は誰の負担か——事実。

〔註。労働能力喪失者への保障としては、扶助金や年金の支出の例もあった。〕

VII 機械の清掃、学校、医療扶助

40. 機械、機台〔織機〕の清掃に特別の時間が与えられているか、運転中にか、清掃のさい停止するか。そうしたときに災害がしばしば発

生していないか、労働者の抗議はないか。清掃に対して特別の支払いがあるべきではないか。

41. 学校はあるか、生徒教、労働者の子どもか職長の子どもか、働きながら勉強するための学校はあるか、学校を維持するために賃金から控除されることはないか。工場主たちや労働者たちは「学校に対し」どのような態度をとっているか、どのような意義をみとめているか。

42. 読み書きできる人は多いか、新聞や本を読んでいるか、しじゅう読んでいるものはどんなものか、ものを読む知的な労働者たちはその他のものたちとちがっているか、他の労働者たちはそのような、ものを読む労働者たちにどんな態度をとっているか、職長はものを読む労働者たちに敵意をいだいていないか。

43. 工場主たちは、本を読んでいる労働者たちに対して、日曜学校に行く労働者たちに対してどのような態度をとっているか、そうしたことを敵意をもってみていないか。

44. 病院はあるか、どのようにして設立されたか。病院のために賃金からの控除がなされているか、医者は労働者に対して、労働者は医者に対して、どんな態度をとっているか。

VIII 工場監督、訴願 жалобы 住居、食物

45. 工場監督、臨検は頻繁か、工場の欠陥に対し、どの程度注意深く、どの程度熱心であるか。労働者の訴願にどのような態度をとっているか。事例、事例、事例を。監督官の姓と住所。

46. 工場主や警察や監督機関への不平訴え жалобы。労働者は不平訴えることを有益だと考えているか、訴願のあと、工場からの解雇、逮捕、罰金がないか——事例。

〔註. 不平訴え жалоба が工場監督の制度にくみこまれて、監督官への жалоба и прошение となったとき、わたしはこれまで陳情および請願と訳してきたが、訴願お

よび請願とした方が、前者のかけこみ訴えという雰囲気と官僚的システムとを共に表現できるので、よいようである。〕

47. 工場附属の、工場とは別の、労働者住居。工場寄宿舍 фабричные казармы, いく棟たっているか、大きさ、清潔さ、備品、雇主 хозяин はそれで利益を得ていないか、家賃は。寄宿舍の中で労働者は厳しく監視されているか、拘束的な規則やその他警察的なやり方はないか、独身者に対しても、同じく家族持ちに対しても、——もっと詳しく。風呂はあるか、工場寄宿舍への労働者たちの態度、満足しているか、抗議はないか、——事例。

〔註. 寄宿舍と訳をつけたが、直訳すると兵舎であって、そのとおりに、大部屋で仕切りもなく、ただ、板のベッドが並べられているだけのものが多かった。〕

48. 労働者が自分で探して住んでいる家 вольные жилища рабочих, 寄宿舍についてしたようにこれについても書くこと。どのように部屋を整えて利用しているか、独身者は、家族持ちは、一つの部屋に大勢で住んでいるか。狭さ、家賃、工場までどれくらいの距離か、歩いてどの程度の時間を要するか。

〔註. 決められた、強制的な兵舎に対する民間の住居というのが、もともとの意味である。工場が提供する住居ではなく、労働者が自由意志で個々に確保した住宅をいつている。一部屋をコーナーごとにわけあって暮っていた例も多かった。〕

49. 労働者の食物、肉をしばしば食べるか。工場に食堂はあるか。工場主たちはそこで儲けていないか。食堂で公開の読書会がひらかれていないか、何か読まれているか。値段、そうした食堂に労働者はどのような態度をとっているか、——事例。

50. 工場主たちが物品でもって支払っていないか、どんな物品で。高い値がつけられていないか、一般にそれは労働者にとって有利か、そうではないか——事例。

51. 工場売店はあるか。そこで前借り *забирать* しなくてはならないのか、値段のちがいが。実例をもっと詳しく。商品の品質。そうした売店への労働者の態度、抗議、工場主と売店主との間に協定はあるか。それは何をもたらすのか。実例。

52. 消費組合あるいは貯蓄組合はないか。そのための労働者〔の賃金〕からの控除は義務的か。労働者の側からの統制はあるのか。背任はおこらないか。労働者はこれにどんな態度をとっているか。失業のさいに援助をえられるように自主的に基金を設立しようとする努力が労働者の中にないか。

53. 寄進はあるか(労働者に強制していないか——礼拝堂、聖像、その他への寄進)。それを出さなかった者が、上司から嫌われたりしないか。労働者はそれにどういう態度をとっているか。実例。

54. 売店主の信用貸。多くのものが商品を掛買しているか。そのさいの価格の差。労働者は損をわかっているのか。これの不利益。〔習慣を〕変えることについて思案しているか。実例。

IX ブラック・ブックとストライキ

55. ブラック・ブック、工場主たちが労働者たちを登録しているそのような帳簿はないか。政治に関与したものに対してどのような態度をとっているか。パスポートに注意がきがかきこまれていないか。工場主たちは、警察、工場監督機関とどの程度仲睦まじいか。実例。

〔註. ブラック・リストまたはそのためのデータを記帳するノートのことであろう。また、ロシアの労働者は、出身の村で働くとき以外は、いつでも内国パスポートを所持していなくてはならなかった。〕

56. 抗議とストライキ。すべてをもっと詳しく列挙すること、原因経過、結末、結果。どんな種類でもよいが同盟をつくる労働者の努力の実例はあるか、あるいはあったか。どんな種類

の同盟か。実例をもっと多く。

57. 労働者たちは、自分たちの利益を擁護するそのような手段をどのようにみているか。

上記のアンケートを一覧すると、それが、以前にわたくしが紹介した二つのアンケート、すなわち、レーニンによって作成され、「人民の意志」派の印刷所でプリントされたと思われる16項目のアンケートと、ラボーチャヤ・ムイスリ派によって印刷されたとされる158項目のアンケート、前者は1894年末か1895年はじめのものと想定され、後者は1899年に出版されている、その二つのアンケートの、ちょうど中間に位置しているものらしいことがわかる。項目数が次第に多くなっていく様子、しかも、設問の順序などに示される構造に継承性が感ぜられることがその理由である。

また、第一のアンケート、つまり1894年末か1895年はじめのものとみられるアンケートに比して、今回のこの第二のアンケート、1895年末か1896年はじめのものとみられるアンケートの内容的発展には、まことにおどろくべきものがある。第一のものでは、拙稿で指摘しておいたように、1886年工場法が規定してきたような労使関係が念頭に置かれている。ところが、第二のものでは、期間の定めなき雇用をもとにした常用雇用と、そのまわりに形成されつつある予備軍としての不安定雇用、いうなれば停滞的過剰人口の存在が念頭におかれているし、都市の大工場において、内部請負制から直接雇用への推転がどのように進んでいるかも注目されているし、なによりも、労働者自身の社会的行動への芽がどこに潜んでいるのかに対する一貫した関心が強力に示されているのである。

この諸特徴は、ラボーチャヤ・ムイスリ派が拡大していった項目の性格があきらかになり、これを、ツアーリー政府の側の調査、すなわち、『工場監督官報告集成』と接続させながら検討していくことが可能になると、おそらく、一層きわだってわれわれの眼前にあらわれてくることになるのではないか、と思われる。